



小田ダム湖畔パークゴルフ場付近の法面

補正予算

公共施設災害復旧事業費に 5000万円

今回の一般会計補正予算では、県営ほ場整備事業負担金、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金、小田ダム湖畔パークゴルフ場災害復旧事業などの追加、各種工事請負費の精査による減額など、総額2億3841万円の減額予算を可決しました。

県営ほ場整備事業負担金

(1億8652万円)
県営ほ場整備事業負担金の追加を行うものです。

公共施設災害復旧事業費

(5000万円)
小田ダム湖畔パークゴルフ場の法面復旧工事を行うものです。

地域交通対策費

(145万円)
運賃収入の減額などデマンド交通運行の補助金の追加を行うものです。

大崎市民病院負担金

(1737万円)
3次医療を行う大崎市民病院救命救急センター運営費負担金の追加を行うものです。

企業立地奨励金

(△2億6991万円)
企業立地促進・企業立地投資・雇用促進奨励金事業の見込み精査による減額です。

条例

2月定例議会で可決した条例改正について
主な内容をお知らせします。

公共工事等入札監視委員会条例

公共工事などに係る入札及び契約手続きにおける公平性の確保および透明性の向上を図るため、第三者の意見を適切に反映するため「入札監視委員会」を設置するもの。
施行日 平成31年4月1日

森林管理基金条例

森林経営管理法が平成31年4月1日から施行され、森林環境譲与税を財源として森林管理を推進するにあたり、当該年度で使用できなかった財源を、後年の管理に充てるため基金を創設するため制定するもの。
施行日 平成31年4月1日

地域支援事業利用料徴収条例

介護予防・生活支援サービス事業として、新たに介護予防・自立支援に資する事業を実施することから、利用料の額、徴収方法などを定めるもの。
施行日 平成31年4月1日

消費税率及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い、関係する69条例について、所要の改定を行うもの。
施行日 平成31年10月1日

**職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の
一部を改正する条例**

働き方改革を推進するため
の関係法律の整備に關する
法律が平成31年4月から
施行されることから、職員
の時間外勤務命令を行うこ
とができる上限などを定め
るため改定を行うもの。
施行日 平成31年4月1日

**くりはら田園鉄道公園案
例の一部を改正する条例**

鉄道公園内での物品の販



鉄道公園内で物品販売を許可

売を許可するための改正と
税率の引き上げに伴い利用
料金などの額を改めるもの。
施行日 平成31年4月1日
および 平成31年10月1日

**「コミュニティ施設条例」
の一部を改正する条例**

志波姫運動公園を廃止し、
税率の引き上げに伴い利用
料金などの額を改めるもの。
施行日 平成31年4月1日
および 平成31年10月1日

**在宅高齢者福祉事業
費用徴収条例の一部
を改正する条例**

軽度生活援助事業を廃止
することに伴い、条例から
削除するもの。
施行日 平成31年4月1日

**みちのく風土館条例の
一部を改正する条例**

管理を直営で行えるよう
に所要の改正と、税率の引
き上げに伴い観覧料金およ
び利用料金の額を改めるも
の。
施行日 平成31年4月1日
および 平成31年10月1日

**市営住宅条例の一
部を改正する条例**

下待井住宅および原住宅
を用途廃止することから削
除し、中の莖住宅の駐車場
を整備することから条例に
加えるもの。また、税率の
引き上げに伴い駐車場の使
用料金、集会所の利用料金
の額を改めるもの。
施行日 公布の日
および 平成31年10月1日

**布設工事監督者の配置
基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資
格基準に関する条例の
一部を改正する条例**

学校教育法の改正により、
専門職大学および専門職短
期大学が創設されたことに
伴い、資格要件に、専門職
大学の前期課程を追加する
もの。
施行日 平成31年4月1日

**下水道条例の一部
を改正する条例**

下水道排水設備工事責任
技術者の、登録有効期間の
取り扱いを県内において統
一するための改正。また、
税率の引き上げに伴い使用
料の額を改めるもの。
施行日 平成31年4月1日
および 平成31年10月1日

**農業排水処理施設の設置
及び管理に関する条例の
一部を改正する条例**

大袋農業集落排水処理施
設は、迫川流域下水道に接
続する工事が完了すること
から条例から削除するもの。

**放課後児童クラブ
設置条例の一部
を改正する条例**

築館放課後児童クラブの
利用申し込み人数に対し現
在の事業実施場所では手狭
なことから、平成31年度に
限り特例措置として現在の
事業実施場所および築館小
学校内の2箇所に分かれて
実施するもの。
施行日 平成31年4月1日

**野外活動センター
条例を廃止する条例**

金成地区の野外活動セン
ターは老朽化が著しく利用
されていないことから解体
を行い、管理、運営を終了
するため廃止するもの。
施行日 平成31年4月1日

**放課後児童健全育成事
業の設備及び運営に關
する基準を定める条例
の一部を改正する条例**

学校教育法の一部改正に
伴い、放課後児童支援員の
資格要件として「専門職大
学の前期課程を修了した
者」を加えるもの。
施行日 平成31年4月1日



みちのく風土館